

介護老人保健施設 サンプラザ長岡

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 長岡福祉協会
主たる事務所の所在地	〒940-2135 新潟県長岡市深沢町字高寺2278番地8
代表者（職名・氏名）	理事長 田宮 崇
設立年月日	昭和53年10月11日
電話番号・FAX番号	(電話) 0258-46-6053 (FAX) 0258-46-6402

2. 事業所の概要

事業所の名称	介護老人保健施設 サンプラザ長岡	
サービスの種類	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	
事業所の所在地	〒940-2111 長岡市三ツ郷屋町35番地	
電話番号・FAX番号	(電話) 0258-27-1515	(FAX) 0258-27-5102
指定年月日・事業所番号	平成11年10月1日指定	1550280026
通常の送迎の実施地域	旧長岡市	
第三者評価の有無	なし	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護といったサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	① サンプラザ長岡は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。 ② サンプラザ長岡は明るく家庭的な雰囲気をつくり、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

4. 提供するサービスの内容

短期入所療養介護（又は介護予防短期入所療養介護）は、事業者が設置する事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及びリハビリテーションや機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
医師	常勤 1人（管理者兼務）、 非常勤 1人以上
薬剤師	常勤 1 人
看護職員	常勤換算 14 人以上
介護職員	常勤換算 41 人以上
支援相談員	常勤 2 人以上
理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士	常勤換算 3.5 人以上
管理栄養士	常勤 1 人以上
施設職員	常勤 1 人以上
事務職員	若干名
その他	若干名

6. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（支援相談員）及びその管理責任者（施設長）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	支援相談員
施設長の氏名	施設長 戸枝 一明

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) (介護予防) 短期入所療養介護の利用料

【基本部分：(介護予防) 短期入所療養介護費 (従来型個室)】

利用者の 要介護度	短期入所療養介護費 (1日あたり)	
	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (1割の場合) ※(注2)参照
要支援1	5,770円	579円
要支援2	7,210円	726円
要介護1	7,520円	753円
要介護2	7,990円	801円
要介護3	8,610円	864円
要介護4	9,140円	918円
要介護5	9,660円	971円

【基本部分：(介護予防) 短期入所療養介護費 (多床室)】

利用者の 要介護度	短期入所療養介護費 (1日あたり)	
	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (1割の場合) ※(注2)参照
要支援1	6,100円	613円
要支援2	7,680円	774円
要介護1	8,270円	830円
要介護2	8,760円	880円
要介護3	9,390円	944円
要介護4	9,910円	997円
要介護5	10,450円	1,052円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 負担割合が2割及び3割の場合は、1割負担分の2倍及び3倍の料金となります。

【基本部分：特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（日帰りショートステイ）】

利用時間	利用の要件	利用額	
		基本利用料	1割の場合
3時間以上4時間未満	難病や末期がんの要介護者等、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度の利用者が短期入所療養介護を実施した場合。（介護予防を除く）（1日につき）	6,500円	650円
4時間以上6時間未満		9,080円	908円
6時間以上8時間未満		12,690円	1,269円

【加算】

以下の要件を満たす場合、基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	1割の場合 ※（注2）参照
送迎加算	送迎を行った場合（片道につき）	1,840円	184円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準により、在宅復帰・在宅療養支援等評価指標として算出される点数が要件を満たしている場合（1日につき）	510円	51円
認知症ケア加算（介護予防を除く）	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当し、認知症専門棟での対応が適当と医師が認めサービスを行った場合	760円	76円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合（1日につき）	1,200円	120円
個別リハビリテーション実施加算	短期入所療養介護を利用中に医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、個別リハビリテーションを行った場合（1日につき）	2,400円	240円
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき、糖尿病食や腎臓病食等を提供した場合（1食あたり）（1日につき3回を限度）	80円	8円
緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族等の事情により、居宅サービス計画の他に緊急に短期入所療養介護を行った場合。（1日につき、7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	900円	90円
緊急時治療管理	利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となった場合に緊急的な医療行為や処置を行った場合 ※同一利用者について1月に1回、連続する3日を限度（1日につき）	5,180円	518円
重度療養管理加算（介護予防を除く）	厚生労働大臣が定める状態（注4）の要介護4、5の利用者に対して計画的な医学管理のもと、短期入所療養介護を行った場合（1日につき）	1,200円	120円
総合医学管理加算	治療管理を目的とし、投薬・検査・注射・処置等を行い、かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て必要な情報提供を行った場合。（1日につき、7日を限度）	2,750円	275円
夜勤職員配置加算	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た場合。（1日につき）	240円	24円

サービス提供体制 強化加算 I	以下のいずれかに該当すること（1日につき） ・介護職員総数のうち、介護福祉士80%以上 ・勤続10年以上介護福祉士35%以上	220円	22円
介護職員等 処遇改善加算 I	介護職員の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。等 1月の利用料金(基本部分+各種加算減算)の7.5%		左記額の1割 (1日当たり1割負担で 50円～90円程度)

(注4) 厚生労働大臣が定める状態（イ～リのいずれかに該当する場合）

イ：常時頻回の喀痰吸引を実施している状態　ロ：呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態。

ハ：中心静脈注射を実施している状態。　ニ：人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態。

ホ：重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態。

ヘ：膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり、ストーマの処置を実施している状態。

ト：経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態。　チ：褥瘡に対する治療を実施している状態。

リ：気管切開が行われている状態。

(2) その他の費用(おむつ代や医療費、薬代は基本使用料に含まれています。)

滞在費	従来型個室1,780円（1日あたり）　多床室500円（1日あたり）	
選定特別療養室料(※)	個室をご利用になる場合　1,100円（1日あたり）	
テレビ貸出料(※)	利用中にテレビの貸出しを希望される場合　110円（1日あたり）	
電気製品持込使用料(※)	テレビ、ラジオ、電気毛布等を持ち込みでご使用される場合 55円（1点につき1日あたり）	
食費	1日あたり　1,900円（おやつ代も含まれます） （朝食550円　昼食680円　夕食670円）	
衣類洗濯料 (1点につき)	小　80円	パンツ、半ももひき、靴下、腹巻、ハンカチ等 *小1点につき特別な処理（消毒等）を行った場合は別途10円を加算
	中　120円	シャツ、パジャマ上下、上着、ズボン、ももひき等 *中1点につき特別な処理（消毒等）を行った場合は別途20円を加算
	大　160円	トレーナー等の厚手の物やバスタオル等の大きい物 *大1点につき特別な処理（消毒等）を行った場合は別途30円を加算
理髪料	カット：2,000円　顔そり：1,500円 カット・顔そり：3,000円	
日用品費	150円（1日あたり） ※歯ブラシ、シャンプー、トイレットペーパー、おしぼり等に係る費用	
教養娯楽費	120円（1日あたり） ※新聞、雑誌、テレビ等娯楽設備、行事等材料に係る費用	
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。	

※ 当該項目は消費税込みの値段となっています。

【利用料の概算】 ※この他に該当する加算の利用者負担分がかかります。

(従来型個室) ※個室はその他選定特別療養室料がかかります。

合計		要介護度						
		要支援1	要支援2	1	2	3	4	5
1日 あたり	1割	4,677円	4,835円	4,864円	4,915円	4,983円	5,041円	5,098円
	2割	5,404円	5,720円	5,778円	5,880円	6,016円	6,132円	6,246円
	3割	6,131円	6,605円	6,692円	6,845円	7,049円	7,223円	7,394円

(多床室)

合計		要介護度						
		要支援1	要支援2	1	2	3	4	5
1日 あたり	1割	3,433円	3,606円	3,667円	3,720円	3,789円	3,846円	3,905円
	2割	4,196円	4,542円	4,664円	4,770円	4,908円	5,022円	5,140円
	3割	4,959円	5,478円	5,661円	5,820円	6,027円	6,198円	6,375円

(3) 支払い方法

(1) から (3) までの利用料 (利用者負担分の金額) は、1 ヶ月ごとにまとめて毎月 15 日頃までに前月分の請求書を郵送させていただきますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、現金の場合は支払いを受けた後、口座引き落とし又は銀行振り込みの場合は翌月の利用料請求書とあわせて郵送にてお渡しいたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の 25 日 (祝休日の場合は翌営業日) に、指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の 25 日 (祝休日の場合は翌営業日) までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 第四北越銀行 長岡本店 普通口座 1087188 口座名：社会福祉法人 長岡福祉協会 サンプラザ長岡 理事長 田宮 崇
現金払い	サービスを利用した月の翌月の 25 日までに、サンプラザ長岡の窓口で現金でお支払いください。

(4) 請求書・明細書及び領収書の送付先

ふりがな 氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話番号	

8. 身元引受人

利用者には、下記の責任を負う身元引受人 (家族以外でも可) を立てていただきます。ただし、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ・利用者が本契約上施設に対して負担する一切の債務を、施設が定める極度額の範囲内で利用者と連帯して支払う責任
- ・利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行する為の協力

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、下記の協力医療機関又は主治医への診療を依頼することがあります。その場合には家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

協力医療機関	医療機関の名称 所在地 電話番号	長岡西病院 新潟県長岡市三ツ郷屋町371番地1 0258-27-8500
緊急連絡先①	ふりがな 氏名（利用者との続柄）	()
	自宅住所	〒
	電話番号	自宅： 携帯：
	勤務先名称 電話番号	
緊急連絡先②	ふりがな 氏名（利用者との続柄）	()
	自宅住所	〒
	電話番号	自宅： 携帯：
	勤務先名称 電話番号	
緊急連絡先③	ふりがな 氏名（利用者との続柄）	()
	自宅住所	〒
	電話番号	自宅： 携帯：
	勤務先名称 電話番号	

※記入欄が不足する場合は余白にご記入ください。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

対応代表者	施設長	戸枝 一明		
	支援相談員	平澤 武	電話番号	0258-27-1515
苦情処理第三者委員		小柴 昭彦	電話番号	025-261-0404
		鈴木 敏子	電話番号	080-1108-4189

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長岡市 介護保険課	電話番号	0258-39-2245
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号	025-285-3022

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 飲食の持ち込みはご遠慮ください。
- (2) 金銭・貴重品の管理は自己管理となり、当施設では一切行いません。紛失された場合や利用者間での金品の授受等には一切責任は持てませんので、極力持ち込まれないようお願いいたします。
- (3) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。利用者及びご家族等の当施設内での「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止しております。
- (4) 施設内は禁煙となっております。

13. 非常災害対策

- ・防災訓練を年2回以上実施いたします。

14. 個人情報の利用目的

介護老人保健施設サンプラザ長岡では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めています。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 1. 入退所等の管理
 2. 会計・経理
 3. 事故等の報告
 4. 当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 1. 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 2. サービス利用終了に伴う、主治医又は居宅介護支援専門員への情報提供
 3. 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 4. 検体検査業務の委託その他の業務委託
 5. 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険業務のうち
 1. 保険事務の委託
 2. 審査支払機関へのレセプトの提出
 3. 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 1. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 2. 当施設において行われる学生の実習への協力
 3. 当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 1. 外部監査機関への情報提供
- ・ 国、行政、関係団体において行われる調査や事例研究
- ・ 市町村が実施する地域ケア会議等への事例提供

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 新潟県長岡市三ツ郷屋町 35 番地
事業者名 介護老人保健施設 サンプラザ長岡

代表者職・氏名 施設長 戸枝 一明 印

説明者職・氏名 支援相談員 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

（利用者又は成年後見人等）

（利用者） 住 所

氏 名 印

（成年後見人等） 住 所

氏 名 印

（利用者の身元引受人）

住 所

氏 名 印

本人との続柄